

会議の名称	平成31年第2回本庄市農業委員会総会	
開催日時	平成31年2月25日（月）	午後2時から 午後3時50分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 （1）第 4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について （2）第 5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） （3）第 6号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年） （4）第 7号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間） （5）第 8号議案 農地法第4条の規定による許可申請について （6）第 9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について （7）第10号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について （8）第11号議案 本庄市農地銀行規程を廃止する告示 （9）報告第 7号 農地法第3条の3の規定による届出について （10）報告第 8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について （11）報告第 9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について （12）報告第10号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について （13）報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について （14）報告第12号 農業用施設（2a未済）の設置に伴う届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会	

議 事 録

配付資料	1 平成31年第2回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成31年第2回本庄市農業委員会総会議案 3 第2回総会事務局連絡事項
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成31年第2回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。15日に研修会議を受けていただきありがとうございました。また、21日は本庄、22日は児玉で人農地プランの研修会・話し合いということで、皆さまに参加いただき、地域の若手達と話し合いができ、それこそが、我々が目指す推進活動の一環かと思いました。ぜひ、これからもご協力をお願いいたしまして、今日の挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、鈴木良美委員、新井委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中42名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は10番鈴木広子委員及び11番宮部委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案8件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第4号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第4号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ</p>

	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、坂爪委員の報告を願いたします。
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告させていただきます。2月2日午後、黒沢推進委員、新井推進委員と、受人から聞き取りを行い、同日に所有農地の確認をしました。</p> <p>3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、形状もよく、農地の利用効率もよくなると思います。</p> <p>つぎに、受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員3人で行ってまして、農業従事日数は300日です。</p> <p>申請地は、夏はかぼちゃ、冬はハクサイを作付けしたいということです。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、トラクター1台、軽トラック1台、農業用トラック1台を所有し、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願いたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたら願いたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、池田委員の報告を願いたします。
池田委員	<p>19番池田が報告いたします。2月23日に齊藤推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、4ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、受人の家から近く、基盤整備をした農地です。受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員、計3人で行ってまして、地域を</p>

	<p>代表する農家です。農業従事日数は300日です。</p> <p>申請地は、畑ですが米麦を作付けしたいということです。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、トラクター6台、田植機2台、農業用トラック1台を所有し、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、池田委員の報告を願ひいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田が報告いたします。2月22日に齊藤推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、4ページの地図をご覧ください。</p> <p>こちらの申請地も、受人の家から近く、基盤整備をした農地です。受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っております。農業従事日数は300日です。</p> <p>申請地は、米を作付けしたいということです。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、トラクター2台、田植機2台、軽トラック1台を所有し、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑2筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページから8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、清水委員の報告をお願いいたします。</p>
清水委員	<p>14番清水が報告いたします。2月22日に奥原推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、6、7、8ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、3筆とも受人の家から近く、受人は高齢ですが、息子が後継者で、退職したら本格的に農業に従事したいということです。受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っております。</p> <p>申請地は、米を作付けしたいということです。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>17番坂本です。受人の申請面積と経営状況が同じなのですが、間違いありませんか。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>受人が今まで借りていた農地を申請されるわけです。40ページをご覧ください。今回、借主が当該農地を売買にて購入するため、3条の申請時に解約したため、自作地、借入地が0㎡の訂正となります。</p>

<p>議長</p>	<p>他にご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。</p> <p>次に、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定(通年)」を上程いたします。事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第5号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第5号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、10ページをご覧ください。今回の申請件数は、3件です。田6筆及び畑2筆の面積合計14,954㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます</p>
<p>議長</p>	<p>第5号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>私から一点質問なのですが、小作料の額が、高めに設定されておりますが、問題ないですか。</p>

事務局	<p>1, 000㎡あたり、1万円ということです。申請地は5, 549㎡ありますが、きりが良いということで、総額50, 000円に設定ということです。</p>
議長	<p>わかりました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>第5号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第5号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第6号議案を説明いたしますので、11ページをご覧ください。</p> <p>第6号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>今回の配分計画の案件は、耕作者変更分のみとなります。12ページをご覧ください。耕作者が変更となる土地は、田6筆、畑1筆、面積合計で、9,724㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり7名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、坂爪委員、宮部委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>第6号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第6号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第6号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員、宮部委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第7号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第7号議案を説明いたしますので、13ページをご覧ください。</p> <p>第7号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、14ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田1筆、面積は、1,556㎡でございます。設定する権利は、麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>15ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、畑1筆及び田1筆、面積合計で、1,855㎡でございます。設定する権利は、使用貸借権となっております、設定を受ける者は記載のとおり2名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありました。宮部委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第7号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第7号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第7号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。宮部委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第8号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第8号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第8号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、</p>

	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	<p>15番吉田が報告いたします。2月23日に鈴木良美推進委員と申請人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、18ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた中にあり、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。転用目的は太陽光発電施設設置工事です。自己資金で工事をやるそうです。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第9号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第9号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第9号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、20ページをご覧ください。申請件数は、7件で、全て所有権移転でございます。以上でございます。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替</p>

	<p>えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告いたします。2月23日に新井推進委員、黒沢推進委員と現地確認を行いました。申請地は、21ページ、5-1の地図をご覧ください。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は指定なしの区域です。申請面積は500㎡を超えますが、入り口を考えると、農地部分を残すのが形状的に難しいために、この申請面積となるそうです。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、倉庫・資材置場用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番 宮部よりご説明させていただきます。2月23日田島推進委員と現地確認をしました。22ページ 5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請事由は倉庫用地、権利区分は使用貸借権、用途地域は準工業地域となっております。</p>

	<p>周辺には、住宅などが建てられており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議をよろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたら願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、坂爪委員の報告を願ひいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪よりご説明させていただきます。2月23日に新井推進委員、黒沢推進委員と現地確認をしました。23ページ 5-3の地図をご覧ください。申請地は、住宅が建ち並ぶ中にあります。用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は駐車場用地です。近隣は、他の会社の駐車場や住宅があり、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたら願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-4については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。2月23日に田島推進委員と現地確認をしました。24ページ 5-4の地図をご覧ください。申請地は、児玉の区画整理地内にあります。申請事由は建売分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分譲住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-5については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>

議長	整理番号5について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	11番宮部よりご説明させていただきます。2月23日に田島推進委員と現地確認をしました。25ページ5-5の地図をご覧ください。申請事由は分譲住宅用地です。用途地域は準工業地域です。広い規模ですが、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。
議長	整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆及び畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、公園用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。 まず、この案件の内容をご説明いたします。公共事業のうち、市が設置する公園の用に供する土地であれば、土地収用法の対象事業となり、農地法第5条第1項第5号の規定に基づき、農地転用の許可を要しないものとされております。今回の申請地につきましては、一部、都市計画道路の予定地が含まれておりますが、道路整備の事業化には至っていないため、清水の池公園の拡張整備のため用地を取得するものです。この道路区域と重複した部分が、土地収用法の適用にはならないため、公園用地全体としての許可申請となったものです。 申請地は、26ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号6について、永尾委員の報告をお願いいたします。

永尾委員	<p>1 2 番永尾よりご説明させていただきます。2月23日武政推進委員と現地確認をしました。26ページ 5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請事由は公園用地、用途地域は指定なしの区域となっております。清水の池公園を拡張整備するための申請となります。申請地は南北に細長く、耕作不便地となっております、現在は草が繁っている状態でした。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
亀田委員	<p>市が設置する公園の用に供する土地であれば、土地収用法の対象事業となりますが、公園用地以外の農地を含むから5条の申請をするということですが、公共事業以外の公園用地以外の農地は取得ができないのではないのでしょうか。</p>
事務局長	<p>申請地ですが、公園用地として市が整備するものとして、購入するという事です。道路区域と重複した部分があり、土地収用法の適用にはならないため、公園用地全体として申請となったものです。</p>
亀田委員	<p>わかりました。申請地をすべて公共用地として整備するのであれば、問題ないです。</p>
議長	<p>他に、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりで、権利区分は、所有権移転です。申請事由は、市道拡幅に伴う踏み切り用地の確保です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>まず、この案件の内容をご説明いたします。市が実施する市道拡幅工事に伴う、JRが実施する八高線の踏切拡幅工事に係わる案件でございます。今回の申請地は、JRの踏切遮断機設置予定地となっております、市とJRとの間の協定書に基づき、市が用地を取得し、有償にてJRへ譲渡するものです。</p> <p>また、JRが所有する道路拡幅工事予定地内の土地につきましては、JRより市が有償にて譲り受けることとなっております。</p>

	<p>申請地は、27ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>19番 池田よりご説明させていただきます。2月23日齊藤推進委員と現地確認をしました。27ページ 5-7の地図をご覧ください。</p> <p>申請事由は市道拡幅に伴う踏切り用地の確保です。用途地域は第1種住居地域となっております。申請地に隣接する踏切りは、道路に比べて狭く、相互通行で譲り合って車が通る状態です。</p> <p>この度、市道に歩道を設置するために、踏み切りの拡幅もすることで、歩行者の安全や周辺住民の利便性も向上すると思ひます。</p> <p>周辺農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第10号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第10号議案を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。</p> <p>第10号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございませす。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございませす。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会にて審議する前に、農業</p>

委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。

申出内容については、別冊 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。農用地区域からの除外 2 件及び用途区分の変更 1 件となっています。

農用地区の除外については、土地改良事業等の工事完了後 8 年未経過の土地については、原則、除外は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に認めることとなっています。今回の事案番号 1 については、国営神流川かんばい事業の受益地となっていますが、計画事由が、この例外に該当する分家住宅であり、農地の縁辺部や集落に接するなど、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると認められます。

事案番号 2 については、国営神流川かんばい事業の非受益地となっていることから、本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運営方針に基づき除外を認めており、除外の計画事由は、資材置場・物置となっています。

用途区分の変更については、農地から農業用資材置場へ変更するもので、農振法上の軽微な変更該当するものです。

申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号 1 を説明いたしますので、4 ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町蛭川地内の畑 2 筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。5 ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉（旧南部）及び九郷阿保領土地改良区となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第 5 条の許可となっております。6 ページが位置図、7 ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われま。なお、10 ページが事業計画図となります。

次に、事案番号 2 を説明いたしますので、12 ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町塩谷地内の畑 2 筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、資材置場及び物置の設置です。13 ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。

	<p>当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。14ページが位置図、15ページが付近案内図となります。当該申出地は、農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、18ページが事業計画図、19ページ及び20ページが倉庫図面となります。</p> <p>次に、事案番号3を説明いたしますので、22ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、久々宇地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、農業用資材置場の設置です。23ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第4条の許可となっておりますが、この案件は2アール未満の農地を農業用施設に供するため、許可は要せず農業委員会への届出となります。24ページが位置図、25ページが付近案内図、26ページが農用地区域図、28ページが事業計画図となります。農用地区域の農地から農業用資材置場への用途変更については、農振法上の軽微な変更該当するものと思われます。以上で本議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第10号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第10号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第10号議案については、原案のとおり変更することに「同意」いたしました。</p> <p>次に、第11号議案「本庄市農地銀行規程を廃止する告示」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第11号議案を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。</p> <p>第11号議案本庄市農地銀行規程を廃止する告示について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、新制度移行に伴い、本庄市農地銀行規程を廃止したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市農地銀行規程（平成18年本庄市農業委員会告示第4号）は、廃止いたし</p>

	<p>ます。附則といたしまして、この告示は、公示の日から施行します。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、先月の総会時に、説明させて頂きましたが、この度の、新制度移行により、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務に位置づけられ、当委員会では「本庄市農地利用最適化推進協議会」を設置し活動しており、本庄市農業銀行規程の目的を掌握するものであることから、本庄市農地銀行規程を廃止するものです。以上で本議案の説明を終わります。</p>
	<p>第11号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第11号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第11号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第7号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第7号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第8号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第8号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による</p>

	届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第9号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第9号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。 報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ること県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第10号を事務局よりお願いします。
	報告第10号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。 報告第10号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。 報告書の提出件数は、1件で、その報告書が37ページ及び38ページのとおりとなっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第11号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第11号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。 報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。 賃貸借契約合意解約通知書を受理件数は、10件です。その通知内容は、40ページ及び41ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による

	<p>解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第12号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第12号を説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。</p> <p>報告第12号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、43ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局説明）</p> <p>閉会</p>

平成31年第2回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成31年2月25日(月)					
開催場所	本庄市役所 職員厚生室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時50分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席	○		武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	欠席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	欠席
藤田	内田 徳晃	出席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
環境産業課産業係主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇